

海南市分別収集計画
(第 10 期)

令和4年7月
和歌山県海南市

海南市分別収集計画

目次

1 計画策定の意義.....	2
2 基本的方向.....	2
3 計画期間.....	2
4 対象品目.....	3
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み （法第8条第2項第1号）.....	3
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）.....	3
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）.....	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準物ごとの量及び容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）.....	4
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定 方法	4
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）.....	5
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）.....	5
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

海南市分別収集計画

令和4年7月27日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、平成28年3月より2市1町による広域処理が始まり、可燃ごみの搬入量を抑制することが重要となっている。そのためには、可燃ごみに含まれる容器包装廃棄物の分別をより一層進めていかなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を促進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 資源化施設の整備と充実
- ・ 容器包装廃棄物の分別収集の拡充

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,211t	2,178t	2,144t	2,114t	2,082t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・再生品等の利用、販売の促進

リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のよう定める。

また、市民の協力度、海南市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 主として — 無色のガラス製容器 ガラス製 — 茶色のガラス製容器 の容器 — その他のガラス製容器	カンびん
主として段ボール製の容器	古紙
主としてポリエチレンテレフタート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み**
(法第8条第2項第4号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	144t	142t	139t	137t	135t
主としてアルミ製の容器	162t	159t	157t	155t	152t
無色のガラス製容器	120t	118t	116t	115t	114t
茶色のガラス製容器	88t	86t	84t	82t	80t
その他のガラス製容器	28t	28t	27t	27t	27t
主として段ボール製の容器	485t	478t	471t	464t	457t
主としてポリエチレンテレフタート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	269t	265t	261t	258t	254t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	915t	902t	889t	876t	863t

※上表中の量は独自処理量を示したものである

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝令和3年度排出量実績×参考事例データにおける容器包装廃棄物比率×人口変動率

※人口変動率は、本市統計情報による人口を元に次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
46,812人 (対前年度比)	46,040人 (対前年度比)	45,280人 (対前年度比)	44,533人 (対前年度比)	43,798人 (対前年度比)
98.35%	98.35%	98.35%	98.35%	98.35%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

令和2年度に新設されたストックヤードを活用し、容器包装廃棄物のリサイクル体制を確立する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付や優良団体の表彰、集積場所等の支援を検討する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。